

(令和7年6月10日 午後1時15分 開始)

○議員（北原 輝隆議員） では、失礼いたします。皆さん、こんにちは。今回初めて一般質問に立たせていただき、心がワクワクドキドキ複雑な心境でございます。

本日は、大きな項目で四つ質問させていただきたいと考えております。

さて、朝日新聞の2024年10月28日のネット上の記事に、「世界の半分の焼却炉、ごみ燃やし続ける日本、ゼロ・ウェイストへ転換を」という題で、一部に次のようにありました。このゼロ・ウェイストということは、ウェイストというのはごみだそうです。ごみゼロの転換をとということを新聞の中で訴えているというようなことでございます。

持続可能とか、循環型とか、エコとか、環境問題の解決にはいろいろありますが、結局はごみを出さないことが一番大事なのではないかと考えております。地球温暖化の主な原因である二酸化炭素CO₂も化石燃料のごみと言えるのではないのでしょうか。

日本のごみ排出量は、年間約4,000万トンに上るそうです。1人当たりでは、1日に880グラム、この10年間で1割程度しか日本では減っていないというような現状があるそうです。特徴はごみの多くを焼却していることであるそうです。日本には、世界の半分ほどに当たる1,000基以上の焼却炉があるとされています。

経済協力開発機構（OECD）の2年前、今では3年前になるんですけども、このデータによれば、日本のごみの焼却率は8割だそうです。OECD加盟国中、第1位ということです。38カ国中第1位ということです。

一方、リサイクル率は2割程度で平均以下ということです。ドイツやオーストラリアはおろか、米国にも負けている。さらにお隣の韓国、こちらのリサイクル率は5割以上に上るそうです。

ゼロカーボンを公然と表明するのならば、ゼロ・ウェイスト——ごみゼロにも目指すというのは当然でしょう。ですが、ゼロカーボンを宣言したのは、全国に1,100自治体以上あるということですが、ゼロ・ウェイストは、2024年、昨年9月現在で、熊本県の水俣市など8自治体しかないということで、現在、徳島県上勝町、福岡県大木市、熊本県水俣市、奈良県斑鳩町、福岡県みやま市、東京都、神奈川県逗子市、神奈川県葉山町、以上の8自治体ということです。

世界では、500以上の自治体が、ゼロ・ウェイスト運動に参加していると言われていたということです。というような内容が掲載されておりました。

ここに出てくる徳島県上勝町が、2003年、日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言をし、2024年4月現在、昨年4月、43種類もの分別を徹底して、町民参加の下、ごみの減量やリサイクルに力を注いでいる、現在国内で注目されているまちになっているということです。さ

らに、世界からも注目されるまちとなり、海外から視察が訪れたりしているとのことですが、

何かよその国の問題みたいに傍観している場合じゃないのかなと思う次第なんですが、皆さんは、どのように受け止められるでしょうか。

さて、それでは、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

まずは、大きな質問項目の一つ目です。ごみ問題についてです。

生ごみの重量の多くは、残飯等のごみに含まれる水分が占めると言われます。この水分を含むごみ減少への対策について、まず初めに、人口減少とともに生ごみ等は減少傾向にあるとのことですが、現状はどうなっているのか、町長にお聞きしたいと思います。

後の質問については、質問席のほうからさせていただきます。よろしく願いいたします。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の質問にお答えいたします。

人口減少に伴い、可燃ごみの総量は減少傾向にあります。生ごみ等も同様に減少しているものと考えます。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。やはり人口が減れば、ごみも減ることなのではないでしょうか。分かりました。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

県内では、生ごみ処理機の購入に助成金を出し、生ごみ削減に取り組んでいる自治体が9団体あります。宮崎市、延岡市、日南市、小林市、椎葉村、そして五ヶ瀬町。近隣では西都市、木城町、都農町、以上9つの市町村になります。

助成金として少ないところで1万5,000円、多いところでは3万円の額になります。冒頭にも述べましたが、ゼロ・ウェイスト宣言を行い、ごみ問題に正面から取り組む自治体も全国にあります。

さて、本町ではということで、この生ごみを減らす対策をどう川南町として考えているのか、お伺いしたいと思います。

○環境課長（甲斐 玲君） 可燃ごみの一部には、御質問のような残飯等も含まれますが、その多くは各家庭において三角コーナー等を利用し、一時的な脱水はされているものと考えております。

ごみの減量化については、処理費用を抑える上で一番の課題でありますので、引き続き啓発活動を行っていきたいと考えております。

○議員（北原 輝隆議員） 分かりました。ありがとうございます。

各家庭におけるごみの減量が、この生ごみの重量を減らすというところにつながるのではないかと思いますけれども、家庭に頼らず、何とか行政としてもバックアップができないのかなといろいろ考えているところなんですけれども。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

担当課への聴取で、本町では以前、コンポスト等を活用し、ごみの削減に取り組んだ経緯があると聞きました。

そこでまず、そのとき、一定の成果は得られなかったのでしょうか。

二つ目、取組の結果の分析、こういうものは行われなかったのでしょうか。

三つ目、本町が、今後、ごみ削減問題にどう対処していくおつもりなのか。

以上、3点について伺います。

○環境課長（甲斐 玲君） まず一つ目の補助事業の成果ですが、平成8年からごみ処理設置報奨金という制度があったようです。その後、平成14年から3年間、ごみ処理機の購入に対する補助事業を行っていました。これは当初から補助事業は3年間と決めて行っており、3年後の事業終了の後で、特段の継続等の意見もなかったようです。補助を受けた家庭では、一定のごみ削減の効果はあったと思われませんが、その後のニーズや要望等はなかったようです。

二つ目の分析を行った結果に関する御質問ですが、結果の分析を行った事実は、聞き取れておりません。

三つ目の本町のごみ削減問題の対策ですが、現在のところ補助事業の計画はありません。先ほどもお答えしましたとおり、引き続き啓発活動を重点的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。啓発活動、町民の意識改革へ向けて大切な活動だとは思っております。ただし、事業を行ったというその後のことについては、やはり行政としては、結果を分析して、そして改善を見るとか、さらなる方向性を見いだすとか、そういうことが必要なのではないかというふうに思っておりますので、今後、そういうことをお願いしたいと思っております。

ゼロ・ウェイスト宣言等を行い、住民を巻き込んだ思い切った行動を始めた自治体もありますので、こういうところへ先進地視察などを行って、最新の情報、最新の技術等を川南に取り入れるというような動きはいかがなものかと思っておりますけれども、町長、この点についてはどのように考えておられますか。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の質問にお答えいたします。

ゼロ・ウェイスト、私が多分30歳じゃなかったかなと思うんですけど、静岡県の方に視察に参りました。そこは5月30日、ごみゼロの日ということで事業を推進されておりました。全てがゼロというのは、非常に厳しいものがあるかもしれませんが、随時そういった、月によって日数を決めてゼロという日を掲げてもいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 返答をありがとうございます。やはり新しい見方、新しい技術、新しい風といいますか、そういうものを川南にも吹き込んでくれるといいかなと思っ

ております。町ぐるみのごみ問題解決を探っていただければと思いますので、今後にまた期待させていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

海岸漂着物等の処理業務委託として、令和6年度に600万円が予算に計上されておりました。この漂着物減少へ向けての対処について、まず初めの質問なのですが、本来、海浜の管理については、国や県の管轄というふうに聞いたことがありますけれども、どこが中心にやるべきものなのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の質問にお答えいたします。

漂着物ということに関しては、災害、台風等で起こるものと捉えています。また、その対応ということに関しては、国・県が国土強靱化も含めて山を守り、また宮崎県では日本一の植栽ということで、切り取った後の森林を守るという取組も行っています。

そういった廃棄物が出ないように、また、各地区の森林組合では、そういったものが発生しないような取組も行われております。川南町とすれば、発生したときに即座に対応する、このことが大事じゃないかなと思っています。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 川南としても、そこに取り組んでいくということだと思っておりますけれども、海岸等の管理については、高鍋土木事務所ですかね、ここ辺りが中心になって動いているんじゃないかとちょっと聞いたものですから、そこが気になっておりましてお聞きしたところでした。

いろんなところで、またそういう動きがあるということをお聞きしましたので、認識を新たにしていきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、町長のほうから答弁がありましたことに、ちょっとお答えいただいたことに重なるところがあるかもしれないんですけれども、海岸漂着物の一つに流木問題があります。川南町内だけの問題ではなくて、県、国を挙げての問題と言えます。また、上流域の市町村に流木の処理について相談するとしてもなかなか難しいというふうにお聞きしました。

さらに、流木を発生させない取組よりも、流木が発生したときにどう対処するかということが検討されている現状であって、発生源を減らす対策は現状としては難しいと言えるのではないかと考えております。

ただ一方、アカウミガメの産卵場所としても知られている川南の砂浜です。町独自で予算をつけて、流木撤去等を行っている現状にあると思います。

このアカウミガメは、レッドデータブック2014、日本の絶滅のおそれのある野生生物で、絶滅危惧種として環境省のレッドリストに載った生物でもあり、海岸漂着物、特に流木がアカウミガメの産卵に当たる影響はとても大きいというふうにお聞きしております。とても心配しているところです。

これらの点から考えますと、町予算をつぎ込んでいる現状と、それから絶滅危惧種を守

る観点から、海岸漂着物、特に流木を減らす対策というのはとても大切ではないかと考えますが、本町の対策について、次の3点を伺いたいと思います。

一つ目、河川から海への流木流出に対する溪流部の改修対策等、いわゆる事前対策についてが一つ。

二つ目、海岸へ打ち上げられた流木の回収と、処理等に関わる事後対策について。

三つ目、流域町村や、国・県との連携体制等への町の対応。

以上の三つについて、本町のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 今、御質問がありました、事前、それから事後、または町のことでしたが、具体的な取組については、担当課長から御説明させていただきたいと思います。早急に処理をすべき、このことは踏まえております。

それから、アカウミガメ、これは今ちょうど時期が、5月・6月がちょうどその時期かなと思っています。台風災害等が起こるのは、夏場、秋になりますので、その後の状況を踏まえながら処理をする。アカウミガメについては、しっかりと対応していきたい、そのように考えています。

以上です。

○環境課長（甲斐 玲君） まず第1点目の事前対策につきましては、令和6年11月27日の県議会一般質問において、県の環境森林部長の答弁に、県では不適切な伐採や搬出作業による土砂の流出等を未然に防止するため、林地の保全に配慮した伐採・搬出作業や適切な集材路の開設方法をまとめたガイドラインを作成し、全ての伐採事業者に対しリーフレットを配布するなど、周知徹底を図っております。また、市町村と連携して年間120回程度の伐採現場パトロールを行うとともに、昨年度からは、県内3カ所でガイドラインの研修会を開催するなど、その遵守を指導しております。さらに、人家や道路等への土砂の流出が懸念される伐採跡地については、梅雨時期前などに市町村や県土整備部と連携して調査を行い、必要に応じて伐採事業者に対策を指導しておりますとあり、県が率先して取り組んでいるようでございます。

②の事後対策につきましては、これまでどおり、町としてできる限り予算を確保し、流木の回収と処理等の取組を続けていきたいと考えております。

③の連携体制等への町の対応につきましても、これまでどおり、県と連携して事前対策、事後対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 分かりました。県のほうでも、また本町としても連携しながらいろいろと取り組んでおられるということをありがたく思っております。今後も積極的な取組を期待するものであります。

次に移ります。海岸漂着物としては、家庭ごみの漂着物等も考えられるかと思えます。川南伊倉浜は、サーファーの方々にとっても魅力的な海岸の一つになっております。サー

ファーの方々には海岸のごみを自分たちで拾ってくださるなど、海岸の環境美化にも貢献していただいている現状にあります。

この方々からも愛される川南の海ですが、観光面での貢献度もこれから高くなってくるのではないかと考えられます。訪れた方々が海岸の様子を見られて、すばらしい海岸だと感じていただくためにも、海岸の美化は大切な活動と考えます。

認定NPO法人Earth&Human（アースヒューマン）の報告に、アカウミガメについて次のようなものがあります。クラゲを食べるウミガメは、ビニール袋を間違えて飲み込んでしまう。そのほかにも様々なプラスチックを飲み込んで死亡したウミガメが、数多く報告されているとのこと。

家庭ごみを間違えて食べてしまい、生命の危機に陥ることもあると言われている現状を鑑みると、家庭ごみの流出を減らすことも、いかに大切かが分かるかと思えます。これらの点から考えて、家庭ごみの問題への対応も必要と考えますが、町の対応を伺います。

○環境課長（甲斐 玲君） 海岸漂着物に限らず、町内での不法投棄は依然として続いている現状があります。年間100万円ほどの不法投棄巡回監視委託料、回収を含みますが、を割いて監視・回収を続けており、その回収量は年々減少傾向にあります。

しかしながら、週3回の巡回で、毎回5キロから10キロ程度の不法投棄のごみがあり、なかなか不法投棄をなくすことができない状況です。海岸美化やアカウミガメの保護のためにも、ごみの適正処理について啓発活動を続けていくことが重要だと考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 今ありましたように不法投棄されるごみが、減少傾向にあるというのは喜ばしいことなんですけれども、まだやはり5キロから10キロ程度、週3回の巡回で回収されるということは、さらに減少の方向に向かってほしいなという思いでいっぱいです。

草の根運動的な活動、こういう言い方をしているのか分かりませんが、海岸清掃につきましても、通山小学校の児童さんと、それから東地区の公民館、コミュニティセンターの方々が協力して、このウミガメ上陸地を清掃するというような活動も行っておられます。

また、国光原中学校生徒会が中心となって、地域清掃活動を小学生と一緒にしております。昨年度は小学生と一緒にだったんですが、一昨年度につきましても、長寿会の方々の協力も得ながら実施されたというふうに聞いております。

さらに、社会福祉協議会が中心となりまして、通浜の海岸清掃を実施しています。一般の方の参加をはじめ、唐中生、国中生など、多年齢の参加の方々が見られるということで、とても喜ばしいことだと思います。

こういう活動を通して、やはり子どもたちのほうにも、環境を美しく保とう、それから生き物を大切にしよう、そういう心が育ってくればいいかなというふうに思っていると

ころでございます。

続きまして、大きな質問項目の二つ目、災害対策について移らせていただきます。

川南町には、福祉避難所指定箇所と呼ばれる施設が6カ所存在します。道路が被災し、通行不可となった場合の対応について伺ってまいります。

まず1点目です。川南町では、有限会社エコフィール湯癒亭、特別養護老人ホームフェニックス、特別養護老人ホーム鈴南の里、養護老人ホーム福寿園、尾鈴クリニック、それから保健センターと、この6カ所が福祉避難所に指定されています。

ホームページには掲載されていますが、ハザードマップのほうには指定避難所としか掲載されておりません。この点について以下の2点についてさらに伺います。

まず、福祉避難所とはいかかなるものなのかを教えてくださいと思います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 北原議員の御質問にお答えします。

福祉避難所とはいかかなるものかということですが、福祉避難所とは、高齢者や障害者など、避難生活において特別な配慮が必要な人、要配慮者と言いますが、安心して避難できる環境を整備した避難所のことです。

福祉避難所は、要配慮者向けにバリアフリー、冷暖房完備、必要な医療設備、情報提供など、より充実した環境を提供することで、安全かつ快適な避難生活を送れるようにサポートする施設であり、災害対策基本法施行令に災害対策基本法による避難所の指定基準が定められています。

福祉避難所は、要配慮者のための避難所であるため、一般の方の利用は控えるようになっております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 要配慮者のための避難所ということですが、一般の方の利用は控えるようになっておりますということですが、先ほど述べましたように、ハザードマップのほうでは、これ各家庭に配布されておりますよね。こちらのほうでは、指定避難所としか掲載されておりません。一般の方が利用はできないということについての周知をどのように行うお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 一般の方への利用を控えるための周知ということですが、指定避難所のほうは、協定等を結んでお願いしておりますので、もう特段、一般の方に周知ということは考えておりません。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 一般の方が訪れた場合の対応については、その場で対応するというところでよろしいでしょうか。はい。よろしくお聞きしたいと思います。

住民の方へのさらなる周知も何か考えていただけると、ありがたいかなと思うところがございます。

では、次に、福祉避難所を効果的に活用するための町のお考えについて、お伺いいたし

ます。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の場合は、福祉避難所6カ所のうち、保健センターを除く民間施設と災害発生時における福祉避難所の設定運営に関する協定、先ほど言いましたが、協定を締結しております。

基本的には、災害時に福祉避難所となる施設に受入れ要請を行い、福祉施設等が受入れ可能と判断した場合に避難できることとなります。

効果的な活用策として、対象となる福祉施設と、災害時の受入れ体制、受入れ人数、受入れ方法など、詳細な確認、綿密な打合せを行うことなど、平時から連携を密にし、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 災害発生時に向けて綿密な対策等を講じておられること、本頭に頭が下がります。災害が起きないことが一番なのですけれども、そうも言っておられません。今後とも緊急時に最良の対応ができますよう事前の準備をお願いするところでございます。

次に移ります。川南町地域防災計画には、福祉避難所への受入れについては、要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成するとなっております。

そこで、一つ目、本町の要配慮者の把握状況。

二つ目、個別の避難計画作成進捗状況。

この2点について教えていただきたいと思います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、本町の要配慮者の把握状況ということなのですが、災害対策基本法第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿といたしまして、令和7年4月1日現在で527名を把握しております。

続きまして、個別避難計画の作成の進捗状況ということなのですが、今現在、優先度の高い沿岸地域から作成を行っております。民生委員さんや介護支援専門員に協力をお願いいたしまして、現在出来上がっているもので8名の計画書が出来上がっております。

あと本人の同意が必要ということなので、同意が取れば、18区の避難行動要支援者名簿の34名分が、もう今月中にはできる予定としております。

以上でございます。

○議員（北原 輝隆議員） 今、返答の中にありました18区というのは、旧区、旧24区制の18区ということでございますね。はい。ありがとうございます。

災害がいつ発生するか分かりませんので、本当に大変だと思いますが、早期に準備を整えていただければと、町民の方も安心できるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問です。道路の被害の想定を行った上で、各方面から福祉避難所への移動が困難と考えられる場合の対応をどのようにお考えなのか。また、場合によっては、要配慮者の各地区避難所のほうでの受入れも考えられると思います。その場合、各地区避難所への要配慮者の受入れは対応可能なかどうか、ここをお伺いしたいと思います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

災害規模によっては、道路が寸断し通行できない状況も考えられます。道路への障害物による通行ができない場合などは、建設課において、町内土木業協会と道路ほか維持管理の業務委託を締結しておりますので、土木業協会に依頼し、道路復旧に対応することとしております。

また、道路が被災し、通行不能となるような災害が発生した場合は、道路だけに限らず、家屋やその他建物にも被害が及ぶ可能性があります。その場合は、町民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめることを重点的に応急対策を推進していきたいというふうに考えております。

また、各地区避難所での要配慮者の受入れについてであります。各コミュニティセンターを避難所として指定しておりますので、そちらに要配慮者を優先的に避難させ、その他一般避難者については、各小中学校の体育館に避難をしてもらう方向で検討をしております。

いずれにしましても、南海トラフ地震のような大災害が発生した場合は、自治体も被災しておりますので、公的な支援が発動するまでに日数がかかることが想定されます。そのためにも自助・共助の重要性について、さらに町民に周知し、ふだんから近隣住民との顔の見える関係の構築や、各家庭での災害時の備えをお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 傍聴人に申し上げます。キャップのほうを脱いでいただけると助かります。ありがとうございます。

○議員（北原 輝隆議員） 要配慮者の方々に優先的に避難していただくためにも、先ほど述べましたように、一般住民の方々の御理解、御協力が必要になると思います。そんなこと知らなかったがとならないよう啓発活動等も行っていただきながら、さらなる周知、準備をお願いしたい、そう思うところでございます。

ちょっと質問がたくさんありまして、先を急がせていただきます。

次の質問に移ります。川南町地域防災計画には、各避難所は、避難者受入れ後に施設に不備がある場合は、速やかに障害者トイレやスロープ等の段差解消設備を仮設するとうたっております。このことについて対応を伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

要配慮者については、福祉避難所及び各コミュニティセンターでの受入れを想定してお

ります。避難所に指定しているほとんどのコミュニティセンターについては、既に障害者用トイレ及び玄関入り口へのスロープが設置されております。

しかしながら、室内での段差が解消されていない一部のコミュニティセンターや各学校の体育館については、障害者用トイレ及びスロープが設置されていない箇所もありますので、各関係機関と連携し、速やかな段差解消に向けた対応に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。有事の際は、皆で協力し、即対応の心がけが大切だと思いますので、住民の方の協力も得ながら緊急時の対応ができると、とてもよいことだというふうに考えます。

施設につきましては、やはり急ぎ、改善、いわゆるバリアフリー化ですかね、こちらのほうを進めていく必要があると思いますので、今後もまた検討をいただきたいと思います。

続きまして、各公共施設の完全バリアフリー化は、施設の老朽化等を考えると難しい現状にあると思われまます。しかし、現状では、各コミュニティセンター等へのスロープ設置、バリアフリー化の一環が見られ、ありがたく思っております。

ただ、心配なこととして、各コミュニティセンターには、耐震化を急ぐ必要がある施設が存在するとお聞きしました。コミュニティセンターの耐震化の現状と、それに対する今後の対応について伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

コミュニティセンターの耐震については、指定避難所である5施設のコミュニティセンターのうち、3施設については新耐震基準を満たしている建物。2施設――東地区及び通山地区になりますが、昭和56年以前に建築されており、耐震基準を満たしていない建物となっております。

なお、2施設については、耐震改修促進法による耐震診断を義務づけられた建物ではないことから、現在まで耐震診断等を実施しておりません。したがって、東地区及び通山地区コミュニティセンターにおいては、地震災害による避難所としての受入れは行わず、隣の小学校の体育館への避難誘導をすることになるというふうに考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 分かりました。災害種によっては利用の仕方が変更するということ、今、回答の中であったかと思うんですけども、住民の方々が参加する防災訓練とか、災害種別のそういう訓練についても考慮する必要があるのかもしれないと思っております。

周知にとどまらず、実際に想定した準備の必要性も強く感じた次第ですので、またこちらのほうも検討をお願いできればと思います。

それでは、続いて、災害発生時の近隣の町との連携について伺います。

まず初めに、近隣の町に比べて、中心市街地の海拔高度とさせていただきますが、そこが高い川南ですけど、地震発生時の対応についてお聞きします。

特に隣町の高鍋町は、平地のほとんどが海拔10メートル以下と、大津波の被害は川南町よりも大きいと想定されます。本町は、これら近隣町村との連携をどう進められるおつもりなのか、伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

災害が発生した場合の近隣町との応援体制について、県内市町村及び西都児湯広域市町村と災害時相互支援に関する協定を締結しております。有事の際には、速やかに必要な情報を相互に伝達し、支援協定に基づき連携を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。近隣市町村との連携、非常に大事になってくるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先を急ぎます。

次に、川南町地域防災計画には、市町村間の相互協力体制の整備として、津波の被害を受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、市町村間の相互支援体制を確立するとあります。

近隣の町との相互協力体制の整備、先ほど言いました内陸の町村等との関係もありますけど、現状について伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり、県内の市町村及び西都児湯広域の市町村とそれぞれ災害時の相互支援協定を締結しておりますので、支援要請があった場合は、協定に基づきあらゆる手段を講じて応援に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 近隣町村間での協定が結ばれているということで、広域連携の準備については万全というところなのでしょうか。ありがとうございます。

続いての質問です。町内の避難者受入れはもとより、町外からの避難者受入れ要請が出た場合、各避難所の収容人員を考慮に入れて、どう対応されるのか。

川南町地域防災計画には、他町村からの避難者受入れ可能な施設をあらかじめ決定しておくとなっております。他町からの避難者数をどれくらいと想定し、どう対応されるのか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

南海トラフ巨大地震における想定は、国・県の被害想定に基づき見積もっており、被害者は川南町で約5,900名、高鍋町で1万2,000名、木城町で2,100名、都農町で約3,200名となっております。

他町の避難者は、川南町の避難者同様に、居住する町の避難所に避難する方、車中泊さ

れる方、親戚宅に避難される方、また自宅が安全な場合は自宅に避難される方など、それぞれだと思います。

他町から川南町へ避難される方の人数に関しては、現在算出はしておりませんが、救援を求める方に町民か否かは関係ありませんので、あらゆる手段を講じて応援に努めるよう対応したいというふうに考えております。

高鍋町を例にとってみると、坂本地区から避難者が想定されるため、鬼ヶ久保公民館など各地区公民館を活用し、避難者受入れ等が考えられます。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 災害の規模を推測するということが大変難しいことだと思います。だからこそ、事態が想定外になるのか、想定内に収まるのかはとても大事な気がします。

緊急時の対応については、役場職員の皆さんの総動員も想定されます。場合によっては被災されて動けない職員さんもいるかもしれません。多面的に事態を想定し、準備を推し進めること。本当に大変だと思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続いての質問に入ります。今後、大地震に限らず、避難者への対応について、他町村との連携、広域連携をどう進めるおつもりなのか、お伺ひします。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

宮崎県市町村防災相互協定、西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書に基づき、避難者の対応を含め、物資の供給、職員の派遣などについて相互に連携を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 協定に基づき対応するとのことですが、宮崎県市町村防災相互協定は、平成8年8月29日に締結したもので、29年前のものになります。

また、西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書についても、平成20年10月6日に締結したもので、17年前のものになるようです。

国や県、また川南町でも防災対策の見直し等が行われています。締結しているから大丈夫なのかちょっと疑問になるわけですが、中身の見直し等は随時実施されているのでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 提携書の中身については、問題があれば随時更新するというふうに考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） さらに市町村と連携を取って推し進めていただければと思っております。

続いての質問です。災害発生時の通信障害が考えられる中、通信インフラをどう整備し、他町とどう連携するのか等を伺ひます。

まず初めに、大規模地震発生などによる通信障害の発生は、予測の範囲内だと思います。また通信インフラ完全回復までは、ある程度の日数を必要とすると考えられます。回復までの想定日数をどれくらいと想定し、その間の対応をどのようにお考えか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

大規模地震発生時の通信インフラ被害については、被災直後は、約98%が不通となると想定しておりますが、被災後1週間後には、固定電話が約90%、携帯電話は基地局の約80%が稼働状態であると想定しております。

災害時は、一般通信のほか、防災IP電話機、または県防災電話機、内線電話機による無線回線を使用し、県庁、県総合庁舎、土木事務所、各市町村消防本部と連携を図ります。

また、町内においては、消防団が使用しているMCA無線機を使用し、各地区及び各避難所等の通信連絡を図る予定としております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） なくなっただけでまいりました。MCA無線機とは、マルチ・チャンネル・アクセスの略だそうです。制御局という拠点があり、この制御局が通信の中継・中継を行って、一つの周波数帯を多くの利用者が順番に使用する方式であるという特徴があるそうです。

また、IP無線というのものもあるようなのですが、これはインターネットを利用した通信技術だそうです。ただし、このIP無線につきましては、通信網、例えば中継局等が地震等により被災すると、通信ができなくなる可能性があるということなので、そういう機器の特性も含めながら利用をまた考えていただければありがたいというふうに思っております。

続きまして、回復までに臨時に運用できるものをどのようにお考えか、伺います。通信関係です。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

臨時の通信の確保については、九州総合通信局の災害対策用移動通信機器の貸出し事業、復旧活動等に必要となる移動通信機器、移動電源車及び可搬形発電機の対応事業ですが、ありますので、これを活用・要請してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 事業活用等により、臨時の通信手段が確保できるということですが、問題はそれをいつ要請するかということが重要だと思いますので、そのところをまた検討していただければと思っております。

続いて、川南町地域防災計画には、代替通信機の確保として、NTTの災害時有線電話の活用や携帯電話の効果的な活用をうたっています。

さらに、非常用無線通信の実施として、有線通信を利用することができないか。またはこれを利用することが著しく困難であるときには、電波法第52条の規定に基づいて、無線

局は非常無線通信を行うことができるとあります。つまり行政の要請に応じてアマチュア無線局が協力できるとうたっているものであります。

そこで、町内のアマチュア無線局の数の把握の現状と、自助・共助の考えから、アマチュア無線局の協力要請をどのようにお考えか、お聞きいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

町としては、町内アマチュア無線局、個人になりますけど、の数は把握しておりませんが、宮崎県が日本アマチュア無線連盟宮崎支部と、アマチュア無線による災害時応援協定を締結しております。

協定書に、非常通信により収集した災害情報を市町村に情報提供をするように努めることとありますので、県を通じてアマチュア無線局の協力が得られるものというふうを考えております。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。県と日本アマチュア無線連盟宮崎支部との協定に基づきとのことでしたけれども、令和7年4月30日現在、アマチュア無線連盟、JARL（ジャアール）と言いますけれども、こちらの宮崎県の登録クラブは、都城市、日南市、西都市、串間市が各1団体、宮崎市が3団体の計7団体です。児湯郡川南町からの登録団体は見られません。

ということは、県との連携を取ると言っても、こちらの地元からの情報が提供されないということが想定されますので、こちらのところはまた御検討いただければというふうに考えております。

時間が来たのですが。最後の大きな4項目を除いて、3だけということは可能でしょうか。（発言する者あり）もうないですね。ちょっと計画が甘くて、大きな3、大きな4の質問がちょっとできません。また日を改めて質問をしてまいりたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

（ 午後2時10分 終了 ）